

青森県報

第三千五百九十七号

平成二十四年
九月二十八日
(金曜日)

目次

告 示

家畜伝染病の発生	(畜産課)	一
公共測量の実施	(監理課)	一
道路の区域の変更	(道路課)	二
道路の供用の開始	(同)	二

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(会計管理課)	三
右 同	(同)	三
右 同	(同)	三
建設業者の許可の取消し	(中南部地域 民 局)	四
右 同	(同)	四
右 同	(西北地域 民 局)	五
右 同	(上北地域 民 局)	五
選挙管理委員会		
公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局)	(事務局)	五

告

示

青森県告示第七百号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生の場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	一	十和田市	平成 二四・九 四
ヨ一ネ病	牛	患者	三	十和田市	二四・九 三

青森県告示第七百一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
青森地方務局長
- 二 測量の種類
公共測量(4級基準点測量)
- 三 測量の期間
平成二十四年六月二十八日から平成二十五年二月二十八日まで
- 四 測量の地域
青森市大字新城字平岡の一部

青森県告示第七百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年十月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	屏風山内真部線	つがる市稲垣町繁田五〇五から つがる市稲垣町繁田母衣掛四六の五まで	前 後	一四・五〇メートルから 一六・五〇メートルまで	一、一〇二・七〇メートル 五七〇・〇〇メートル	
2	県道	蒔田五所川原線	つがる市稲垣町繁田五〇五から つがる市稲垣町繁田流木巻二六の一四まで	前 後	二一・四〇メートルから 一三・五〇メートルまで	一、二八三・四〇メートル 一、二三〇・〇〇メートル	
3	国道	二七九号	下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷五の四から 下北郡風間浦村大字蛇浦字石上二〇の四まで	前 後	九・六五メートルから 八・二五メートルまで	九三・九〇メートル 九三・九〇メートル	

青森県告示第七百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年十月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道二七九号	下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷五の四から 下北郡風間浦村大字蛇浦字石上二〇の四まで	平成二四・一〇・一

公

告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
空間放射線測定器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年九月五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社千代田テクノル青森営業所
上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平一の八六
- 六 契約金額
三千四百五十四万五千元
- 七 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十四年七月二十五日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
空気中放射性物質測定器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年九月五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社千代田テクノル青森営業所
上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平一の八六
- 六 契約金額
六千七十九万五千元
- 七 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十四年七月二十五日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
気象観測装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年九月五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社西衡器製作所
青森市新町二丁目六の二〇
- 六 契約金額
五千九百九十七万五千円
- 七 随意契約の理由
- 八 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号
契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社環境エンジニア
- 二 代表者の氏名 斎藤 登
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市北見町三丁目六五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一六二二六号
- 五 取消年月日 平成二十四年九月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十四年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社兼建興業
- 二 代表者の氏名 兼平 力
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字兼平字猿沢二六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二四）第一〇九二三号
- 五 取消年月日 平成二十四年九月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十四年八月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 青工建設株式会社

二 代表者の氏名 山田 恭嗣

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字稲実字米崎六六の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第六八七六号

五 取消年月日 平成二十四年九月六日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年九月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 浜谷建設

二 氏名 浜谷 陽太郎

三 主たる営業所の所在地 上北郡横浜町字川尻三七の六

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第九一九六号

五 取消年月日 平成二十四年九月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二号様式（五）を次のように改める。

第四十号発行の頁（第二十卷の四四四号）

第 年 月 日 号

殿

市（町、村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

在外選挙人名簿の登録について（通知）

年 月 日に 在 在 日本国大使 日本国総領事 を經由して申請のあ

つた在外選挙人名簿の登録については、下記の理由により登録できませんので、通知いたします。

記

在外選挙人名簿登録申請者氏名	在	日本国大使・日本国総領事
經由領事官の名称	在	日本国大使・日本国総領事
1	本人による申請と認められなかった。	
2	旅券等を提示した者が本人から委任を受けた同居家族等であることが確認できなかった。	
3	他の市町村において既に在外選挙人名簿に登録されていた。	
4	年齢満20年以上でなかった。	
5	日本国民であることが確認できなかった。	
6	公職選挙法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しない者であった（公民権停止）。	
7	当該經由領事官の管轄区域内に3か月以上住所を有することが認められなかった。	
8	申請先が間違っていた。	
9	その他（ ）	
備考		

第四十号発行の「17.5cm」及び「18.5cm」に於ける。

第四十一号発行の「17.5cm」及び「18.5cm」に「15.5cm」及び

「16.5cm」に於ける。

第四十一号発行の「17.5cm」及び「18.5cm」に「15.5cm」及び

「16.5cm」に於ける。

第四十号発行の「個人演説会」及び「個人演説会等」に於ける。

係 照

「16.5cm」に於ける。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青森県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目番七十七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	---	------------------------------